

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「当該新設し、又は増設した」を「当該取得等をした」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に、「製造事業用」を「製造業用、農林水産業等用」に改め、同項第二号中「当該新設し、又は増設した」を「当該取得等をした」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び次項において」を加える。

第一号様式中「新設又は増設した」を「取得等をした」に改める。

第二号様式中「新設又は増設した」を「取得等をした」に、「価額」を「価格」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「新設又は増設した」を「取得等をした」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。